

総務省訓令第5号

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成15年2月7日

総務大臣 片山 虎之助

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令

電波法関係審査基準（平成13年1月6日総務省訓令第67号）の一部を次のとおり改正する。

別表1の2別表第15号の表中

「

52	〃	50～54	500	注1、注2
----	---	-------	-----	-------

」を

「

52	〃	50～54	500	注1、注2、注13
----	---	-------	-----	-----------

」に、

「

75.75	〃	75.5～76	〃	注4、注13、付表
-------	---	---------	---	-----------

」を

「

75.75	〃	75.5～76	〃	注4、注14、付表
-------	---	---------	---	-----------

」に

改め、同表中注13を注14とし、同注の前に次のように加える。

13 この周波数帯の最大空中線電力は、50MHz から 51.5MHz までの周波数を使用して外国のアマチュア局との通信を行う場合に限り1kWとし、500Wを超える空中線電力を指定する場合は、「500Wを超える空中線電力の使用は、50MHz から 51.5MHz までの周波数を使用して外国のアマチュア局との通信を行うものであって、他の無線局の運用及び放送の受信に妨害を与えない場合に限る。」旨の付款を付すものとする。

別紙1第15中25を26とし、24を25とし、23を24とし、22を23とし、21を22とし、20を21とし、19を20とし、18を19とし、17を18とし、16を17とし、15を16とし、14を15とし、13を14とし、12の次に次のように加える。

13 52MHz 帯の周波数の電波を使用するアマチュア局のうち、500W を超え 1kW 以下の空中線電力を指定するものは、50MHz から 51.5MHz までの周波数を使用して外国のアマチュア局との通信を行うものであって、その旨が確認できるものであること。

附 則

この訓令は、平成15年2月10日から施行する。